

令和7年第2回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和7年2月10日（月） 午前9時30分～午前10時00分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：9名）

1番：松岡 哲治	2番：道園 浩二	4番：塚本 壽
5番：田口 昭広	6番：坂口 武八	7番：寺本 眞理子
8番：尾上 春樹	9番：山田 和治	11番：片山 幸弘

（欠席：2名）

3番：告宮 幸一	10番：井川 輝征
----------	-----------

○農地利用最適化推進委員

（出席：13名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：中川 光春
5番：田口 宗一	6番：柿崎 重美	7番：毛利 貞幸
8番：坂口 恵美子	9番：岩崎 健	10番：福浦 昌則
12番：道崎 伸二	13番：西村 隆	14番：徳永 健次
15番：淵上 米作		

（欠席：2名）

4番：矢野 解光	11番：木川 保
----------	----------

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：福田 鉄也
係 長：大浪 和典	主 事：平松 泰義

○議 事

日程第1	報告第3号	農地形状変更届出について
日程第2	報告第4号	農地法施行規則第29条の規定による届出について
日程第3	議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第7号	農用地利用集積計画の審議について

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、只今から、令和7年第2回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、3番の〇〇委員、10番の〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、8番の〇〇委員、9番の〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第3号「農地形状変更届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第3号、農地形状変更届出について。 農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。 形状変更の理由ですが、申請地は、以前は田として耕作されていましたが、長年耕作されておらず、耕作が困難となったため、盛土し、畑として耕作管理を行うとのことでした。 総会資料の1ページをお願いします。 申請地の位置図を載せています。 申請地は「芦北町役場田浦支所」の南側、約250mの場所を含む全部で2筆です。 現地確認ですが、申請地の周囲に農地は存在しますが、隣接する農地所有者の同意を得ており、影響はないと感じました。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を7番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。

議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第3号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第3号については、これで終わります。 次に、報告第4号「農地法施行規則第29条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の2ページをお願いします。 報告第4号、農地法施行規則第29条の規定による届出について。 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出が、下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、農業用倉庫です。 総会資料の2ページをお願いします。 申請地の位置図を載せています。 申請地は「平生ツクールバス停」の南東側、約550mの場所です。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地ですが、84㎡の小屋を建築し、農業用倉庫として使用するとのことでした。 近隣には農地が存在しますが、近隣の農地への日照・通風等に影響はないと感じました。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を5番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第4号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第4号については、これで終わります。 次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の3ページをお願いします。 議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。

	農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「芦北町役場湯浦出張所」の北西側、約900mの場所です。 現地確認ですが、申請地は現在休耕地でしたが、営農前の準備として、きれいに整地されていきました。譲り受けたあとは栗などの栽培を行い、適正に管理するとのことでした。 総会資料の4ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。 申請理由ですが、譲渡人は町外に居住しており、耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は町内にある保育所で園長をしており、当保育所を利用する園児たちにも自然に触れ合える場所として活用したいので、申請地を譲り受け、管理を行うとのことでした。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局より説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部、1番の案件について2番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第5号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局	議案書の４ページをお願いします。 議案第６号、農地法第５条の規定による許可申請書審議について。 農地法第５条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、個人住宅です。 総会資料の５ページをお願いします。 申請地の位置図を載せています。 申請地は、「内野福祉センター」の南側、約１５０mの場所です。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっており、申請地周辺に農地は存在せず、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の６ページをお願いします。 配置図・排水計画図を載せています。 給水については、既設の地区の水道を利用し、排水については、雨水については自然透水及び町道沿いの排水溝に排水、生活排水については下水道を利用し、町道沿いの排水溝へ排水する計画です。 総会資料の７ページをお願いします。 農地区分図を載せています。 農地の広がり、約０．１haです。 総会資料の８ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりが１０ha以上ないため、第２種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、申請者は、子供の成長に伴い、現在の住居では手狭に感じるようになり、住宅を建築するため、今回申請するものです。 土地の選定及び代替の可能性についてですが、記載のとおり検討されており、代替の可能性はないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、問題がないこと、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。

	現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部、1番の案件について6番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第6号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第7号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の5ページをお願いします。 議案第7号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃借権設定の部 1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の5年間です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第7号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 賃借権設定の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。 それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。

